

# 奈良県立高等学校入学者選抜基本方針

令和7年5月13日  
奈良県教育委員会

県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校、課程、学科、コースの特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

## 1 特別選抜

### (1) スポーツ・文化活動特別選抜

- ・ 県教育委員会が指定するスポーツ・文化活動推進校において、指定部活動及び指定部門に関する活動実績のある者を対象として実施する。
- ・ 口頭試問、作文若しくは小論文、実技検査、面接のうちから各学校が選択した検査と調査書及び必要に応じて提出を求める特技に関する記録の結果に基づいて選抜するものとする。

### (2) 全国募集特別選抜

- ・ 県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）において、指定運動部活動及び指定学科（コース）を希望する県外居住者を対象として実施する。
- ・ 口頭試問、作文若しくは小論文、実技検査、面接のうちから各学校が選択した検査と調査書及び必要に応じて提出を求める特技に関する記録の結果に基づいて選抜するものとする。

### (3) 中高連携教育推進特別選抜

- ・ 県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）において、その学校が実施するアドミッション・ポリシーに係る教育プログラムに参加し、その上で一定の成果を修めた者を対象として実施する。
- ・ 口頭試問、作文若しくは小論文、実技検査、面接のうちから各学校が選択した検査と調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

### (4) インクルーシブ教育推進特別選抜

- ・ 全ての高等学校において、以下の状況全てが当てはまる者を対象として実施する。
  - a 肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者、かつ支援機器等によっても表現活動が著しく困難である者
  - b 医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者
- ・ 口頭試問、面接及び調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

### (5) 外国人・帰国生徒特別選抜

- ・ 県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）において、外国人や外国での在住期間のある者等を対象として実施する。
- ・ 学力検査・作文、調査書、必要に応じて実施する口頭試問及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。

(6) 成人特別選抜

- ・ 全ての定時制課程の高等学校及び教育委員会が指定する高等学校において、中学校若しくはこれに準じる学校及び中等教育学校前期課程を卒業又は修了した者で、成年を対象として実施する。
- ・ 作文・面接の結果に基づいて選抜するものとする。

2 一次選抜

- ・ 全ての全日制課程及び定時制課程の高等学校において実施する。
- ・ 出願は第1希望、第2希望の2校まで出願できる。
- ・ 第1希望が全日制課程の者については、学力検査、調査書、必要に応じて実施する実技検査・面接・作文等及び必要に応じて提出を求める特技に関する記録の結果に基づいて選抜するものとする。

第1希望が定時制課程の者については、学力検査、面接及び調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

- ・ やむを得ない理由で、検査を欠席した者が受検希望した学校の学科（コース）においては追検査を実施する。ただし、入学定員について、他の公的機関の認可が必要な学科は除く。

3 通信制課程選抜

- ・ 通信制課程の高等学校において実施する。
- ・ 作文・面接及び調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

4 二次選抜

- ・ 一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施する。
- ・ 調査書、一次選抜の学力検査の得点及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。

5 通信制課程二次選抜

- ・ 通信制課程選抜において、合格者数が募集人員に満たなかった全ての通信制課程の高等学校において実施する。
- ・ 作文・面接及び調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

附 則

令和8年度奈良県立高等学校入学者選抜から、この基本方針に基づいて実施する。